

テーマ 6 : 新たな教育課題に対応する科目を必修科目として位置づけ、効果的に実施する取組の推進

1 本テーマの趣旨

中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」

(H27.12.21)において提言された教員養成に関する改革の具体的な方向性や新たな教育課題に対応した教員養成の方向性を受け、平成 28 年 11 月の教育公務員特例法等の一部改正により従前の「教科に関する科目」と「教職に関する科目」等の区分が取り払われるとともに、平成 29 年 11 月の教育職員免許法施行規則の改正においては、新たに「学校体験活動」、「アクティブラーニングの視点に立った授業改善」、「ICTを用いた指導法」等に関する項目が教職課程に位置づけられることになった。

このような教職課程に係る制度改正を受け、各大学においてはそれぞれの教職課程の見直しを行い、平成 31 年度からの実施に向け、平成 30 年度内に文部科学省による課程認定を受けることとされているが、これらの項目を含んだ科目が効果的に実施されるためには、それらの科目の実践に係る知見が蓄積されるとともに、それらの科目を必修科目として位置付けるなどして、教育内容の充実を先導する優れた取組の実践が望まれる。

さらに、教職課程が不断に改善されていくためには、今般の学習指導要領の改訂その他 21 世紀に生きる子どもたちへの教育として求められる内容を踏まえつつ、将来的な教職課程の在り方の検討に資する先鋭的な取組の実践が望まれる。

このため、教科の内容と指導法を一体的に扱う科目その他新たな教育課題に対応する科目の内容の在り方、指導法の在り方、必要な環境整備、効果や課題等について把握し、平成 31 年度以降において、全国の教職課程を有する大学が効果的に実施していくための調査研究その他将来的な教職課程の在り方の検討に資する調査研究を実施する。

2 調査研究内容

新たな教育課題に対応する科目の実施について、例えば、以下のような調査研究を実施する（これらに限定する趣旨ではない。また、必ずしも（1）及び（2）の全ての取組を実施する必要はない。）。

（1）教科の内容と指導法を一体的に扱う科目その他新たな教育課題に対応する科目を必修科目として位置づけた先導的な実践等

- ・当該科目に関する全国の大学の教職課程における先導的な取組の調査・研究
- ・当該科目の先導的な実践、効果の検証、それらを踏まえた今後の効果的な実施方策の具体化
- ・上記を踏まえた当該科目の効果的な実施に向けた提言

（2）新たな教育課題に対応する科目について、特に先鋭的な内容（例えば「プログラミング教育」や「理数探究」、「特別な教育的ニーズ」、「グローバル教員」等）を効果的に実施していくための実践等

- ・当該科目に関する全国の大学の教職課程における先導的な取組の調査・研究
- ・当該科目の先導的な実践、効果の検証、それらを踏まえた今後の効果的な実施方策の具体化
- ・上記を踏まえた当該科目の効果的な実施に向けた提言

3 公募対象

（1）学校等設置法人

※大学を設置する法人

（2）（1）以外の法人格を有する団体（別紙様式 5 を提出すること）

※大学の教職課程に知見のある独立行政法人もしくは公益法人

(3) 法人格は有しないが、次の①から④の要件を全て満たしている団体
(別紙様式5と6を提出すること)

- ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ③ 自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
- ④ 団体活動を経常的に行うための事務組織を有すること。

テーマ7：教職課程の質の保証・向上を図る取組の推進

1 本テーマの趣旨

現在、教職課程の質保証・向上に関する国の措置として、課程認定における審査や課程認定後の中央教育審議会委員による実地視察が行われている。しかしながら、課程認定については認定を受けた後は法改正や学科等の改組がない限り再度認定を受ける仕組みにはなっておらず、また実地視察については視察できる大学数に限りがある。教職課程の質の継続的な維持・向上のためには、まずは各大学自らが責任を持って取り組むとともに、第三者の視点による評価を受けることで改善・充実を行っていくことが必要である。

平成29年度の本事業による「教職課程における質保証・向上に係る取組の調査研究報告書」（公益財団法人大学基準協会高等教育の在り方研究会、平成30年3月）によれば、多くの大学で内部質保証のための取組が行われている。また、第三者評価については、国立大学法人東京学芸大学では、学士課程における教員養成教育の評価システム（「日本型教員養成教育アクレディテーション・システム」）を開発し、評価活動が行われているところである。こうした先行する取組の成果を活用しつつ、さらに促進、充実していくことが必要である。

中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成27年12月）では「自己点検・評価の実施を制度化することが適当である。」と提言されている。これを踏まえ、まずは、各大学に自主的な取組の定着を促すため、各大学が実施する際にその特性に応じて活用できるような自己点検・評価の観点や手法を整理することが有益である。

また、第三者評価に関し、同答申においては、「大学の教職課程の第三者評価については、地域や大学の特性、学部等の専門分野などに応じて、将来的には様々な評価主体によって全国的に取り組まれることが期待される。このため、国としても教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について今後検討していくことが望まれる。」と提言されている。これを踏まえ、大学の特性に対応した多様な評価方法の開発、実施を促進することが有益である。

このため、本調査研究は、教職課程に係る自己点検・評価、第三者評価の在り方の検討を行うことを目的とするものである。

2 調査研究内容

○教職課程に係る自己点検・評価、第三者評価の在り方に関する以下の（1）又は（2）（両方取り上げること可）の調査研究を実施する。

（1）教職課程の自己点検・評価の在り方の検討

- ・上記のような先行する教員養成教育の評価システムの成果も踏まえつつ、各大学がその特性に応じて活用できるような教職課程に係る自己点検・評価の観点、手法及び教職課程に携わる教職員のFD・SD等について検討を行うこと

（2）教職課程の第三者評価の在り方の検討

- ・教職課程を置く大学の多様な規模や設置形態等に留意しつつ、教職課程に係る第三者評価の観点、手法、実施組織及び評価者・被評価者へのFD・SD等の在り方について検討を行うこと
- ・可能な限り各大学の状況を踏まえて検討を行うことができるよう、多くの大学の協力を得られる体制を確保すること

○調査研究の途中の段階においても、随時文部科学省教職員課に報告及び相談を行うこと。

3 公募対象

（1）学校等設置法人

※大学を設置する法人

（2）（1）以外の法人格を有する団体（別紙様式5を提出すること）

※大学の教職課程に知見のある独立行政法人もしくは公益法人

（3）法人格は有しないが、次の①から④の要件を全て満たしている団体

（別紙様式5と6を提出すること）

- ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ③ 自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
- ④ 団体活動を経常的に行うための事務組織を有すること。

テーマ8：教科教育コアカリキュラムの研究

1 本テーマの趣旨

従来、大学では学芸的側面が強調される傾向があり、そのことは、課題が複雑・多様化する教育現場から、例えば初任者が実践的指導力や学校現場が抱える課題への対応力を十分に身に付けていないなどの批判を受けてきたところである。こうしたことを背景として、以前より教職課程の質的水準の確保に資するコアカリキュラムの作成が求められており、中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成27年12月）でも「大学が教職課程を編成するにあたり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を関係者が共同で作成することで、教員の養成、研修を通じた教員育成における全国的な水準の確保を行っていくことが必要である。」と提言されていた。

これを踏まえ、平成29年11月、全ての大学で共通的に修得すべき資質能力を示した教職課程コアカリキュラムを、まずは学校種や職種の共通性が高い現行の「教職に関する科目」について作成した。また、このほか、小学校・中学校・高等学校の英語教員に関するコア・カリキュラムや、幼稚園教諭の養成課程のモデルカリキュラムの開発に向けた調査研究が行われてきた。

これらに加えて、教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会では「その他の学校種・教科におけるコアカリキュラムについても今後順次整備されることを求めたい。」との提言が出されていた。

以上のような事情を踏まえ、さらに教職課程の全国的な質を向上させていくため、教科に関する専門的事項及び各教科の指導法についても各教科の特性を踏まえたコアカリキュラムを検討することとしており、まず平成29年度においては、本事業により小学校の教科教育モデルコアカリキュラムの研究を行ったところである。

本年度においては、中学校及び高等学校の教科教育コアカリキュラムの検討に向けて必要な基礎情報の収集及び分析に関する調査研究を行うものとする。

2 調査研究内容

○ 特に以下の点について留意しつつ、国語、社会（地理歴史・公民）、数学、理科の中学校教諭養成課程又は高等学校教諭養成課程を置く大学における教科に関する専門的事項及び各教科の指導法に関する教育の状況について、基礎情報の収集及び分析を行うこと。（これらに限定する趣旨ではない。）

- ① 教育職員免許法施行規則第4条第1項表備考第2号に規定する一般的・包括的な内容を扱う科目において、どのような内容及び必要単位数を設定しているか。
- ② 教職課程において一般的・包括的な内容の科目も含め、教科に関する専門的事項及び各教科の指導法の科目を修得させることにより、どのような資質・能力を有する教員の養成を目指しているか。また、それは、当該教職課程を置く学部・学科等の学位課程において育成を目指す資質・能力（ディプロマ・ポリシー等）とどのような関係にあるか。
- ③ ①②について、中学校教諭養成課程と高等学校教諭養成課程において異同があるか。また、幼稚園又は小学校教諭養成課程と中学校又は高等学校教諭養成課程を併せ持つ学部・学科等とそれ以外の学部・学科等において異同があるか。
- ④ 教職課程を置いている各大学において、教科に関する専門的事項及び各教科の指導法に関し履修が必要とされている単位数・担当教員その他の基礎的なデータ、当該科目の内容及び構成その他の当該科目についての認識。

○ 調査研究に当たっては、可能な限り全国的な大学の教職課程の状況を把握できるよう、多くの大学の協力を得られる体制を確保すること。また、調査研究の途中の段階においても、随時文部科学省教職員課に報告及び相談を行うこと。

3 公募対象

- (1) 学校等設置法人

※大学を設置する法人

- (2) (1) 以外の法人格を有する団体（別紙様式5を提出すること）
※大学の教職課程に知見のある独立行政法人もしくは公益法人
- (3) 法人格は有しないが、次の①から④の要件を全て満たしている団体
(別紙様式5と6を提出すること)
- ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
 - ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
 - ③ 自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - ④ 団体活動を経常的に行うための事務組織を有すること。